

初診時選定療養費の改定 について

初診の際に紹介状をお持ちでない患者さんから、
初診料とは別に頂いております「選定療養費（初診時）」を
次のとおり料金改定します。

ご理解いただきますようお願い致します。

★改定後の料金 **5,400円** (税込)
(現行：3,240円)

★改定日 **平成28年4月1日**

初診時選定療養費のお支払いに該当する患者さん

- ① 当院を初めて受診される患者さん（他院からの紹介状をお持ちでない方に限ります）
- ② 以前に当院を受診された患者さんでも、その時の治療が終了している患者さん
- ③ 自己の判断で診療を中止され、3ヶ月以上当院を受診されていない患者さん

※ただし、医師の指示で継続して診療を受けられている方で新たに他の診療料を受診する場合は該当致しません。

初診時選定療養費とは？



病院とクリニック（診療所）の機能分担
を図るため国が定めた制度です。

初期の診療はクリニックで、高度・専門医療は病院で行うことを
推進するために、200以上の急性期病院は紹介状をお持ちで
ない患者さんから、診察料のほかに各病院で定めた金額を徴収
する制度です。



ご不明な点等ございましたら受付窓口まで
お問い合わせ下さい。